

建築基準法の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める分)

第一 移転に関する規定の整備

一 第三条第二項の規定を適用しないものに、工事の着手がこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の後である移転に係る建築物又はその敷地を追加するものとすること。

(第三条第三項関係)

二 第三条第二項の規定により建築基準法令の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において移転をする場合においては、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、建築基準法令の規定は、適用しないものとすること。

(第八十六条の七第四項関係)

第二 建築基準適合判定資格者検定制度に関する規定の整備

指定資格検定機関の指定建築基準適合判定資格者検定機関への名称の変更その他所要の改正を行うものとすること。

(第五条第四項、第五条の二、第五条の三及び第七十七条の二から第七十七条の十七まで関係)

第三 構造計算適合判定資格者検定制度の創設

一 構造計算適合判定資格者検定は、建築士の設計に係る建築物の計画について構造計算適合性判定を行うために必要な知識及び経験について行うものとすること。
（第五条の四関係）

二 國土交通大臣は、第七十七条の十七の二第一項及び同条第二項において準用する第七十七条の三から第七十七条の五までの規定の定めるところにより指定する者（以下「指定構造計算適合判定資格者検定機関」という。）に、構造計算適合判定資格者検定の実施に関する事務（以下「構造計算適合判定資格者検定事務」という。）を行わせることができるものとすること。

第四 構造計算適合性判定制度の見直し等

一 建築確認に関する規定の整備

建築主事又は第六条の二第一項の指定を受けた者は、申請に係る建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、確認をすることができるものとすること。
（第六条第五項及び第六条の二第三項関係）

二 構造計算適合性判定制度の見直し

建築主は、確認の申請に係る建築物の計画が第二十条第一項第二号若しくは第三号に定める基準（一定の方法又はプログラムによる構造計算によつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下「特定構造計算基準」という。）又は第三条第二項（第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について第八十六条の七第一項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準（特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。以下「特定増改築構造計算基準」という。）に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、構造計算適合性判定（当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）の申請書を提出して都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならないものとすること。ただし、当該建築物の計画が特定構造計算基準（一定の方法による構造計算によつて確かめられる安全性を有することに係る部分のうち確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。）又は特定増改築構造計算基準（確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。）に適合するかどうかを、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として

国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が確認審査をする場合又は第六条の二条第一項の規定による指定を受けた者が当該国土交通省令で定める要件を備える者である確認検査員に確認のための審査をさせる場合は、都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなくともよいものとすること。

（第六条の三第一項関係）

2 | 建築主は、構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けた場合において、当該通知書が適合判定通知書（当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。）であるときは、一定の場合を除き、当該適合判定通知書の交付に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合することについて確認をする建築主事又は第六条の二第一項の規定による指定を受けた者に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならないものとすること。

（第六条の三第七項関係）

3 | 建築主は、2の場合において、建築物の計画が建築主事の確認に係るものであるときは、第六条第四項の期間（同条第六項の規定により同条第四項の期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）の末日の三日前までに、適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならな

いものとすること。

(第六条の三・第八項関係)

第五 指定確認検査機関による仮使用認定制度の創設

建築主事又は第七条の二第一項の規定による指定を受けた者が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めたときは、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができるものとすること。

(第七条の六第一項関係)

第六 定期調査・検査報告制度の強化

一 定期調査・検査の対象の見直し

1 第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要なものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物（以下「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。3において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）を定期調査及び報告の義務の対象とすること。

2　1の調査は、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者にさせなければならないものとすること。

3　特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。）で安全上、防火上又是衛生上特に重要なものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）を定期検査及び報告の義務の対象とするものとすること。

4　3の検査は、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（二の2において「建築設備等検査員」という。）にさせなければならないものとすること。

（第十二条第一項から第四項まで関係）

二　建築物調査員資格者証及び建築設備等検査員資格者証

1　国土交通大臣は、次のいずれかに該当する者に対し、建築物調査員資格者証又は建築設備等検査員資格者証を交付するものとすること。

イ　一定の講習の課程を修了した者

ロ イの者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者

- 2 建築設備等検査員が一の3の検査を行うことができる建築設備等の種類は、建築設備等検査員資格者証の種類に応じて国土交通省令で定めるものとすること。

(第十二条の二及び第十二条の三関係)

第七 特定行政庁による建築物の調査権限の強化

- 一 特定行政庁、建築主事又は建築監視員による報告徴収の対象に、建築材料等を製造した者及び建築物に関する調査をした者を追加するものとすること。

(第十二条第五項関係)

- 二 特定行政庁又は建築主事にあつては第六条第四項、第六条の二第六項、第七条第四項、第七条の三第四項、第九条第一項、第十項若しくは第十三項、第十一条第一項から第三項まで、第十二条第一項又は第九十条の二第一項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第九条第十項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者又は建築物に関する調査をした者に対し、帳簿、書類その他の物件の提出を求めるものとすること。

(第十二条第六項関係)

三 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員及び建築監視員の立入検査等の対象に、建築材料等を製造した者の事業場及び建築物に関する調査をした者の事業場を追加するものとすること。

（第十二条第七項関係）

第八 國土交通大臣による建築物の調査権限の創設

國土交通大臣は、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるとときは、建築物若しくは建築物の敷地の所有者等、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは第六十八条の十第一項の型式適合認定、第六十八条の二十五第一項の構造方法等の認定若しくは第六十八条の二十六の特殊構造方法等認定（以下「型式適合認定等」という。）を受けた者に対し、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料等の受取若しくは引渡しの状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況又は建築物に関する調査の状況に関する報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の事業場、建築工事場、建築物に関する調査をした者の事業場若しくは型式適合認定等を受けた者の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に關係がある物件、設計図書そ

の他建築物に関する工事に関する物件、建築物に関する調査に関する調査にある物件若しくは型式適合認定等に関係がある物件を検査させ、若しくは試験させ、若しくは建築物若しくは建築物の敷地の所有者等、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは型式適合認定等を受けた者に対し必要な事項について質問させることができるものとすること。

(第十五条の二二関係)

第九　国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認等に関する手続の整備

国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物についての構造計算適合性判定に関する規定の整備を行ふものとすること。

(第十八条関係)

第十　指定構造計算適合性判定機関の指定権者の変更

第十八条の二第一項の規定による指定は、二以上の都道府県の区域において同項の規定による構造計算適合性判定の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては国土交通大臣が、一の都道府県の区域において同項の規定による構造計算適合性判定の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知事がするものとすること。

(第十八条の二第二項関係)

第十一 構造耐力に関する規定の整備

構造耐力に関する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、構造耐力の規定の適用については、それぞれ別 の建築物とみなすものとすること。

（第二十条第二項関係）

第十二 木造建築関連基準の見直し

一 大規模の建築物の主要構造部に関する基準の見直し

延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の政令で定める部分又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、次のいずれかに適合するものとしなければならないものとすること。

1 第二条第九号の二イに掲げる基準に適合するものであること。

2 壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他政令で定める防火設備（以下「壁等」という。）のうち、通常の火災による延焼を防止するために当該壁等に必要とされる性能に関する政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の

認定を受けたものによつて有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ三千平方メートル以内としたものであること。

(第二十一条第二項関係)

二 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物に関する基準の見直し

次のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するため主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であつて建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならないものとすること。

- 1 別表第一(一)欄に掲げる階を同表(一)欄(一)項から四)項までに掲げる用途に供するもの
- 2 別表第一(い)欄(一)項から四)項までに掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分（同表(一)項の

場合にあつては客席、同表二項及び四項の場合にあつては二階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。) の床面積の合計が同表(は欄の当該各項に該当するもの

3| 別表第一(い欄四項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以上のもの

4| 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が一階にないもの

第十三 特殊の構造方法又は建築材料

(第二十七条第一項関係)

建築基準法第二章の規定及びこれに基づく命令の規定は、その予想しない特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物については、国土交通大臣がその構造方法又は建築材料がこれらの規定に適合するものと同等以上の効力があると認める場合においては、適用しないものとすること。

(第三十八条関係)

第十四 容積率制限の合理化

一 建築物の地階で老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下「老人ホーム等」という。

) の用途に供する部分の床面積については、当該建築物の老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を限度として建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとすること。

二 政令で定める昇降機の昇降路の部分の床面積については、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとすること。

第十五 指定構造計算適合判定資格者検定機関の創設

第三の二による指定は、一を限り、構造計算適合判定資格者検定事務を行おうとする者の申請により行うものとし、その他所要の規定を整備すること。

(第七十七条の十七の二二関係)

第十六 指定構造計算適合性判定機関に関する規定の整備

一 指定

1 第十による指定の申請は、国土交通省令で定めるところにより、構造計算適合性判定の業務を行う区域（以下「業務区域」という。）を定めなければならないものとすること。

(第七十七条の三十五の二二第二項関係)

- 2 土地交通大臣は、1の指定をしようとするときは、あらかじめ、業務区域を所轄する都道府県知事の意見を聴かなければならないものとすること。

(第七十七条の三十五の二第三項関係)

二 指定の基準

次に掲げる基準を指定の基準として追加するものとすること。

- 1 構造計算適合性判定員（職員である者に限る。）の数が、構造計算適合性判定を行おうとする建築物の規模及び数に応じて国土交通省令で定める数以上であること。

- 2 その者の有する財産の評価額（その者が法人である場合にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額）が国土交通省令で定める額以上であること。
(第七十七条の三十五の四関係)

三 業務区域の変更

- 1 指定構造計算適合性判定機関は、業務区域を増加し、又は減少しようとするときは、国土交通大臣等の認可を受けなければならないものとすること。
(第七十七条の三十五の六第一項関係)

- 2 土地交通大臣は、指定構造計算適合性判定機関が業務区域を減少しようとするときは、当該業務区

域の減少により構造計算適合性判定の業務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、1の認可をしてはならないものとすること。

（第七十七条の三十五の六第二項関係）

3 土交大臣等は、1の認可をしたときは、その旨を公示しなければならないものとすること。

（第七十七条の三十五の六第四項関係）

四 委任の公示等

1 指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、当該指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所、業務区域並びに当該指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務等を公示しなければならないものとすること。

（第七十七条の三十五の八第一項関係）

2 土交大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関は、その名称又は住所を変更しようとすることは委任都道府県知事に、構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとすることは関係委任都道府県知事に、それぞれ、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を届け出な

ければならないものとすること。

(第七十七条の三十五の八第二項関係)

3 都道府県知事の指定に係る指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を委任都道府県知事に届け出なければならないものとすること。

(第七十七条の三十五の八第三項関係)

4 委任都道府県知事は、2及び3の届出があつたときは、その旨を公示しなければならないものとすること。

(第七十七条の三十五の八第四項関係)

五 構造計算適合性判定の義務

指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、構造計算適合性判定を行わなければならぬものとすること。

(第七十七条の三十五の十一関係)

六 業務区域等の掲示

指定構造計算適合性判定機関は、国土交通省令で定めるところにより、業務区域その他国土交通省令で定める事項を、その事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならぬものとすること。

七 書類の閲覧

指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定の業務を行う事務所に書類を備え置き、構造計算適合性判定を受けようとする者その他の関係者の求めに応じ、これを閲覧させなければならないものとすること。

(第七十七条の三十五の十五関係)

八 報告、検査等

1 指定構造計算適合性判定機関を指定した国土交通大臣等又は委任都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関に対し、報告徴収、立入検査等をすることができる」とする。

(第七十七条の三十五の十七第一項関係)

2 委任都道府県知事は、1による立入検査の結果、当該指定構造計算適合性判定機関（国土交通大臣の指定に係る者に限る。）が、構造計算適合性判定業務規程に違反する行為をし、又は構造計算適合性判定の業務に関し著しく不適当な行為をした事実があると認めるときは、その旨を国土交通大臣に報告しなければならないものとすること。

(第七十七条の三十五の十七第二項関係)

3 | 2による報告を受けた場合において、国土交通大臣は、必要に応じ、構造計算適合性判定の業務の全部又は一部の停止命令その他の措置を講ずるものとすること。

(第七十七条の三十五の十七第三項関係)

九 | 構造計算適合性判定の業務の休廃止等

1 | 指定構造計算適合性判定機関は、国土交通大臣等の許可を受けなければ、構造計算適合性判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならないものとすること。

(第七十七条の三十五の十八第二項関係)

2 | 国土交通大臣は、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の全部又は一部の休止又は廃止により構造計算適合性判定の業務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、1の許可をしてはならないものとすること。

(第七十七条の三十五の十八第三項関係)

十 | 構造計算適合性判定の委任の解除

1 | 委任都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせ

ないこととするときは、その六月前までに、その旨を指定構造計算適合性判定機関に通知しなければならないものとすること。

(第七十七条の三十五の二十第一項関係)

- 2 委任都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせないこととしたときは、その旨を公示しなければならないものとすること。

(第七十七条の三十五の二十第二項関係)

第十七 構造計算適合判定資格者の登録

構造計算適合判定資格者検定に合格した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として国土交通省令で定める者は、国土交通大臣の登録を受けることができるものとし、その他所要の規定の整備を行うものとすること。

(第七十七条の六十六関係)

第十八 罰則

- 1 実体規定違反の罰則の対象者として、設計者及び工事施工者に加え、設計図書に記載された認定建築材料等（型式適合認定、構造方法等の認定又は特殊構造方法等認定に係る建築材料等をいう。）の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料等を引き渡した者を追加するもの

とすること。

(第九十八条、第九十九条及び第一百一条関係)

- 2 | その他罰則に関し所要の改正を行うものとすること。

第十九 | その他

その他所要の改正を行うものとすること。

第二十 | 附則

- 1 | この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

2 | 所要の経過措置等を定めるものとすること。

(附則第一条から第四条まで関係)

- 3 | 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

(附則第五条関係)

- 4 | その他所要の改正を行うものとすること。

(附則第六条から第十五条まで関係)